

令和4年度 第1回 (立木)

入札の御案内

資格付一般競争入札 物件明細書

令和4年4月26日(火) 施行

開始：13時30分・締切：13時40分

入札場所：群馬森林管理署 入札室

いつも国有林材をご愛用いただきまして有り難うございます。

今回は、分収造林間伐1件(水沼)、国有林間伐1件(水沼)をご案内申し上げます。

また、別紙のとおり、現地案内を行いますので販売物件を熟覧のうえ、入札に参加されますようお願い申し上げます。

群馬森林管理署

〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25

TEL:027-210-1209 FAX:027-210-1248

令和4年度 群馬森林管理署 第1回（立木）

資格付一般競争入札 物件明細書

目 次

公売公告	1
別紙1～5（委任状様式・入札書・誓約事項・特約事項・特記仕様書）	6
公売物件一覧および現地案内日程	15
公売物件明細	18
売払番号1号	20
売払番号2号	23

公 売 公 告

令和4年3月25日
分任契約担当官
群馬森林管理署長 井上康之

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和4年4月26日（火）

入札開始 13時30分

締切 13時40分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

群馬森林管理署入札室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒371-8508

群馬県前橋市岩神町4-16-25 群馬森林管理署

(2) 到着期限 4月25日（月） 16時00分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・主伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の(特約事項・入札条件等)については、別添「特約事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

せん。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和4年4月28日(木)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物

品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利0.64%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を群馬森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を群馬森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：群馬森林管理署又は群馬森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：群馬森林管理署で閲覧して下さい。

群馬森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/gunma/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、群馬森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

群馬森林管理署業務グループ（経営担当）

電話番号 027-210-1209 FAX 番号027-210-1248

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状 (例)

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
群馬森林管理署長 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3

4 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
群馬森林管理署長 殿

【記入例】

別紙2

第 番札

入 札 書

入札番号 第 ○ 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	4	5	6	7

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

分任契約担当官
群馬 森林管理署長 殿

(入札者)
住 所

○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称
代表者氏名

株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○ ○○

(代理人)
氏 名

(代理人による入札の場合)
△△ △△

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
群馬 森林管理署長 殿(入札者)
住 所商号又は名称
代表者氏名(代理人)
氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。
- (2) この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- (3) また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特約事項

1. 末木枝条、残材、根株等を沢や土場周辺に放置しないこと。また、搬出路に水切り等の排水施設を整備し、泥水等が直接沢や公道等に流出しないようにすること。特に、洗い越し等沢付近での作業は、下流への影響が少なくないため、荒天前後などは特に留意すること。
2. 伐採及び搬出の際は、「官民境界標識」^{きそん}の毀損、亡失等のないように作業を行うこと。万一、毀損等があった場合は、買受人の負担で復元すること。
3. 搬出道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、搬出支障木の調査及び手続きには時間を要することから、予め余裕を持って該当森林事務所に申し出ることとし、必ず支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振り込み証書の写しを森林管理署に提出の上作業に着手すること。
4. 買受けた物件については、全て伐倒及び搬出すること。
5. 漸伐・択伐・間伐など、森林の一部の立木を伐採するに際し、残余の立木の保護、その他当該森林の保護に努めなければならない。
6. 林産物や林業機械のトラック運搬については、運搬に使用する車輛が運搬区間を走行できるか現地確認の上、入札すること。また、私道・公道等の利用における申請等については、買受人において所定の手続きを行うこととする。
7. 民有地を搬出等に使用する場合、民有地の所有者との交渉は、買受人が行うこと。
8. 保安林に指定されている買受物件内に搬出路を作設する場合及び、物件以外の保安林に指定されている箇所^{箇所}に搬出路を作設する場合は、土地の形質変更について、県知事への協議(署が実施)が必要となり、支障木の調査及び手続きには時間を要することから、予め余裕を持って該当森林事務所に申し出ること。
9. 買受物件が分収林の場合の契約代金の納入について、国の持分については国の発行する納入告知書により納入し、分収林契約者の持分については、契約者の指定する金融機関口座に直接振り込むこと。なお、振り込み手数料は買受人の負担となる。
(民収分の振込手数料については、あらかじめ予定価格から控除してあることを申し添える)
10. 作業着手前に管轄の森林事務所へ「立木販売箇所の作業計画届」を提出し、森林官と協議しながら作業を進めること。なお、作業着手及び終了時は、事前に森林官へ連絡し、現地の確認を受けること。
11. **森林作業道作設にあたっては、別紙5「特記仕様書」のとおりとする。**
12. 買受人は、労働安全衛生及び山林火災防止等に十分留意し、作業を実行すること。万一、労働災害等が発生した場合は、該当森林官もしくは、森林管理署へ連絡すること。また、狩猟期間及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には、「作業中につき発砲禁止」等と表示した看板等を事業地の入口等分かりやすい箇所に掲示すること。
13. 以上のほか、現地案内の際に提示する事項についても遵守すること。

特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固な土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系機械が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

なお、カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分(岩石の場合は3分)とする。

2 盛土

盛土については、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

公道等への土砂の流出、土石の転落を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

森林作業道作設時のチェック表

項目	確認内容	内容の適否					指示事項
		林小班	林小班	林小班	林小班	林小班	
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
伐開	① 伐開幅は、幅員に応じ必要最小限の幅となっているか						
幅員	① 幅員は3mまでとなっているか						
	② 林業機械での作業の安全性や作業性は確保されているか(作業区間は0.5m程度付加されているか)						
勾配・排水	① 縦断勾配は、木材を積載した車両が安全に走行できるか						
	② 縦断勾配は、緩やかな波状で分散排水になっているか						
	③ 横断勾配は原則水平となっているか						
	④ 横断勾配を谷側にわずかに低くした場合、必要に応じ丸太等で路肩の浸食防止を行っているか						
	⑤ 下り走行のカーブの谷側は水平となっているか						
	⑥ 上記⑤のカーブでは上部の入り口付近で排水しているか						
切土	① 切土の法高は1.5m程度以内となっているか						
	② 法面勾配は直切りとなっているか(土質、切土高が高い場合は6分(岩石3分))						
盛土	① 概ね30cm程度の層ごとにバケツ及び履帯で十分締め固めを行っているか						
	② 法面の勾配は、概ね1割となっているか(盛土高が2mを越える場合は1割2分)						
簡易構造物	① 構造物の設置は現地発生資材(丸太等)を活用しているか						
その他	① 土砂の流失、土石の転落防止は適切に行われているか						
	② 根株やはぎ取り表土は盛土法面の保護として活用されているか						
	③ 表土は真土と交互に概ね30cmごとの層毎にバケツで十分締め固めを行っているか						
	④ 根株は作業に支障がないよう固定されているか						
	⑤ 根株は丸ごと路体内に完全に埋没していないか						

注) 内容の適否は、適切が○、一部修正が必要なもの△、否が×を記載する。なお、△と×の場合は、必要な指示を行い、指示事項欄にその指示内容を記載する。

公 売 物 件 一 覧 表

売払 番号	物件所在地	面 積 (ha)	樹 種	本 数 (本)	材 積 (m3)	備 考
1	群馬県桐生市黒保根町宿廻字内野 404い6 伐採種 林令 35	0.06	国有林 林小班 間伐 年生 ヒノキ 他針広葉樹	76	9.37	・分取造林(間伐) ・分取造林契約者:株式会社オーエムシー ・作業道開設工事支障木のため令和4年6月30日までに伐採・搬出の完了必要
2	群馬県桐生市黒保根町宿廻字内野 405る2 伐採種 林令 46~68	0.69	国有林 林小班外 間伐 年生 スギ 他針広葉樹	684	171.56	・国有林(間伐) ・作業道開設工事支障木のため令和4年6月30日までに伐採・搬出の完了必要

※詳細については各物件明細書をご確認ください。

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされた森林の立木である。

現地案内について

現地案内を下記日程により行いますので、ご希望の方は時間までにご参集ください。

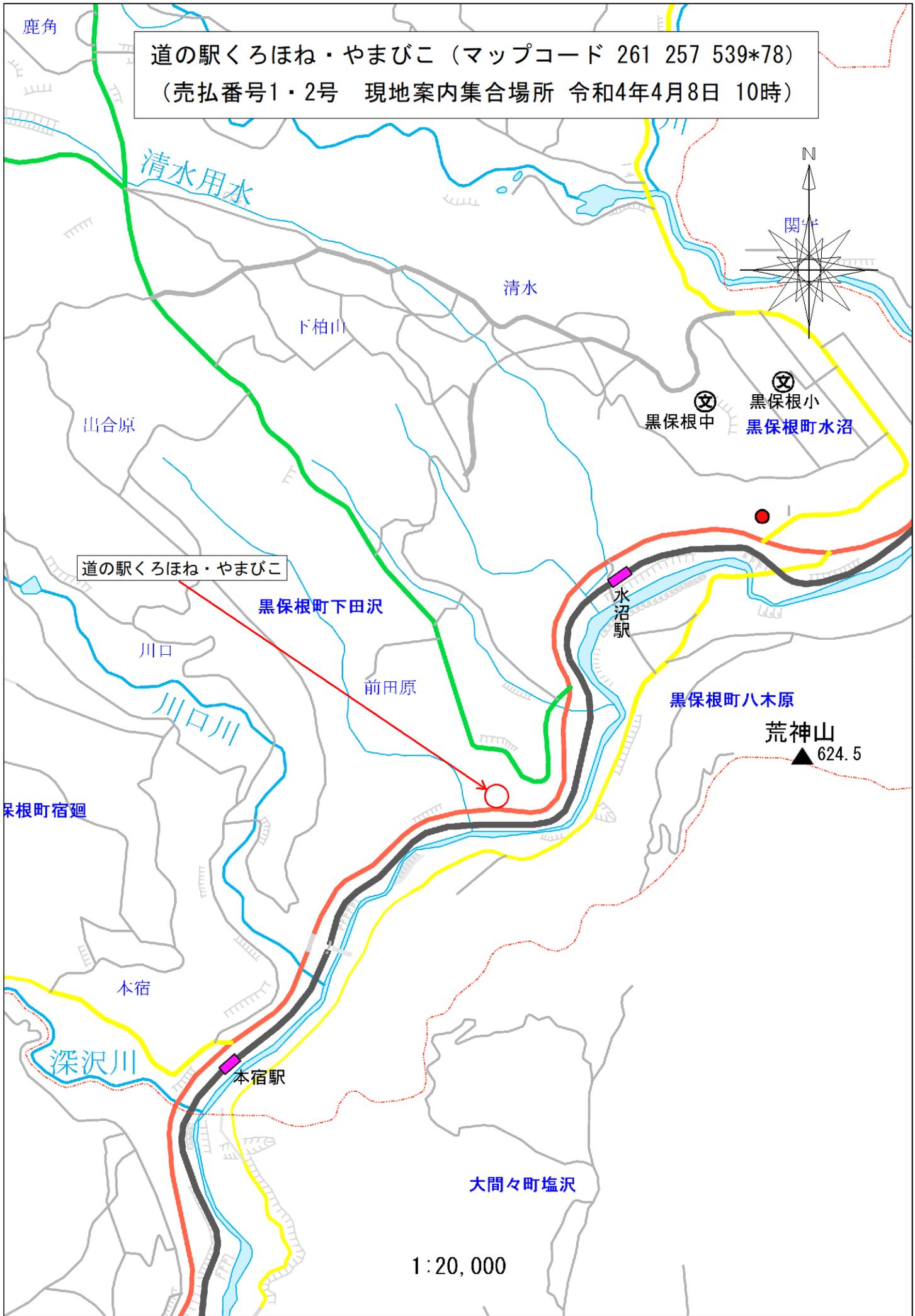
売払番号	日 時	集 合 場 所	担 当 者	備 考
1・2 号物件	令和4年4月8日 10時00分	道の駅くろほね・やまびこ 群馬県桐生市黒保根町下田沢 91-4	群馬森林管理署 主任森林整備官 TEL:027-210-1209	マップコード 261 257 539*78

関東森林管理局・群馬森林管理署位置図

住所: 前橋市岩神町四丁目16-25
電話番号: 027-210-1209

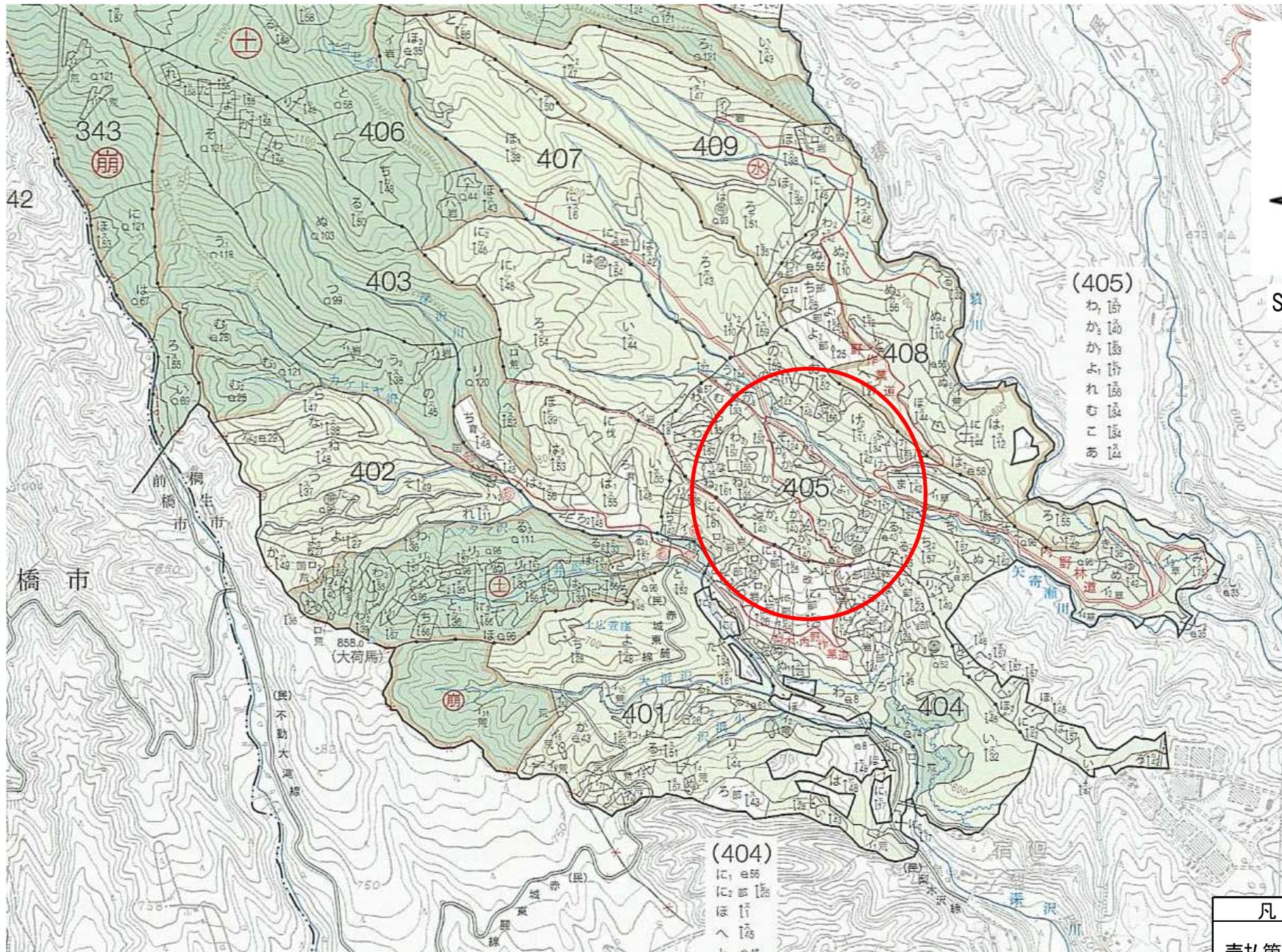


道の駅くろほね・やまびこ (マップコード 261 257 539*78)
(売払番号1・2号 現地案内集合場所 令和4年4月8日 10時)



公壳物件明細書

売払番号 1・2 号 位置図 (S=1:20,000)
 所在:群馬県桐生市黒保根町宿廻字内野国有林404い6林小班外



S=1:20,000

凡	例
売払箇所	

立木公売物件明細書

売払番号 第 1 号

1. 物件所在地 : 群馬県桐生市黒保根町宿廻字内野国有林404い6林小班 (分収造林)
 2. 伐採面積 : 0.06 ha 4. 伐採種 : 間伐
 3. 林令 : 35 年生 5. 搬出期限 : **令和4年6月30日**

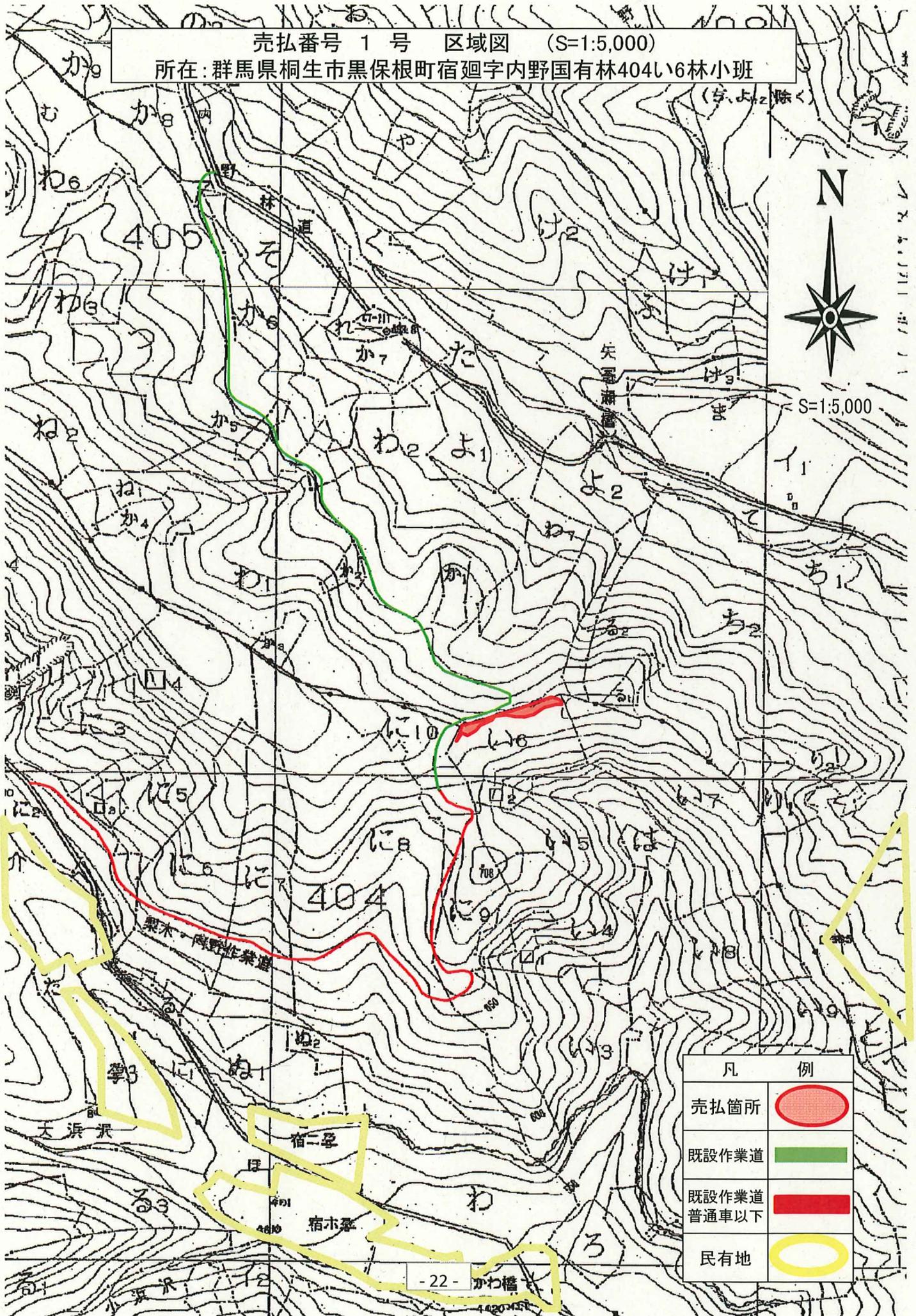
樹種	用材区分	本数	材積(m ³)	径級別内訳
ヒノキ	一般用材	15	2.99	樹種別直径等明細書のとおり
一般材N計		15	2.99	
一般材計		15	2.99	
ヒノキ	パルプ用材	6	0.70	樹種別直径等明細書のとおり
低質材L	パルプ用材	55	5.68	〃
パルプ材計		61	6.38	
合計		76	9.37	

搬出条件等

- ・本販売物件は、作業道開設工事に伴う工事支障木です。伐採・搬出の完了後に、作業道及び附帯施設の工事を施工することから、**搬出期間を延長することはできません。**
- このため、**令和4年6月30日までに全ての販売木の伐採・搬出を完了**する必要があります。
- ・上記のことから、売買契約締結期限及び代金納付期限に関わらず、速やかに売買契約を締結し代金を納付して引き渡しを受け、伐採・搬出作業に着手して下さい。
- ・林道入口にゲートが設置してあり施錠されていますので搬出の際は森林管理署又は水沼・桐生森林事務所まで連絡しゲートの鍵の貸与を受けて下さい。

入札枚数	順位	氏名	金額	備考・落否
	1番札			
	2番札			
	3番札			

売払番号 1 号 区域図 (S=1:5,000)
 所在: 群馬県桐生市黒保根町宿廻字内野国有林404い6林小班



凡	例
売払箇所	
既設作業道	
既設作業道 普通車以下	
民有地	

立木公売物件明細書

売払番号 第 2 号

1. 物件所在地 : 群馬県桐生市黒保根町宿廻字内野国有林405る2林小班外
 2. 伐採面積 : 0.69 ha 4. 伐採種 : 間伐
 3. 林令 : 46~68 年生 5. 搬出期限 : 令和4年6月30日

樹種	用材区分	本数	材積(m ³)	径級別内訳
スギ	一般用材	82	57.78	樹種別直径等明細書のとおり
ヒノキ	"	5	3.98	"
カラマツ	"	3	3.04	"
アカマツ	"	33	34.41	"
モミ	"	2	5.90	"
一般材N計		125	105.11	
コナラ	一般用材	1	0.29	"
サクラ	"	3	2.11	"
その他L	"	10	6.26	"
一般材L計		14	8.66	
一般材計		139	113.77	
スギ	パルプ用材	15	5.85	樹種別直径等明細書のとおり
ヒノキ	"	8	2.47	"
カラマツ	"	5	1.01	"
アカマツ	"	37	20.62	"
モミ	"	1	0.19	"
低質材L	"	479	27.65	"
パルプ材計		545	57.79	
合計		684	171.56	

搬出条件等

・本販売物件は、作業道開設工事に伴う工事支障木です。伐採・搬出の完了後に、作業道及び附帯施設の工事を施工することから、**搬出期間を延長することはできません。**
 このため、**令和4年6月30日までに全ての販売木の伐採・搬出を完了**する必要があります。
 ・上記のことから、売買契約締結期限及び代金納付期限に関わらず、速やかに売買契約を締結し代金を納付して引き渡しを受け、伐採・搬出作業に着手して下さい。
 ・林道入口にゲートが設置してあり施錠されていますので搬出の際は森林管理署又は水沼・桐生森林事務所まで連絡しゲートの鍵の貸与を受けて下さい。

入札枚数	順位	氏名	金額	備考・落否
	1番札			
	2番札			
	3番札			

樹種別直径等明細書

売払番号 林小班 面積(ha) 林齢 伐採種
 2 405わ1 0.55 68 間伐

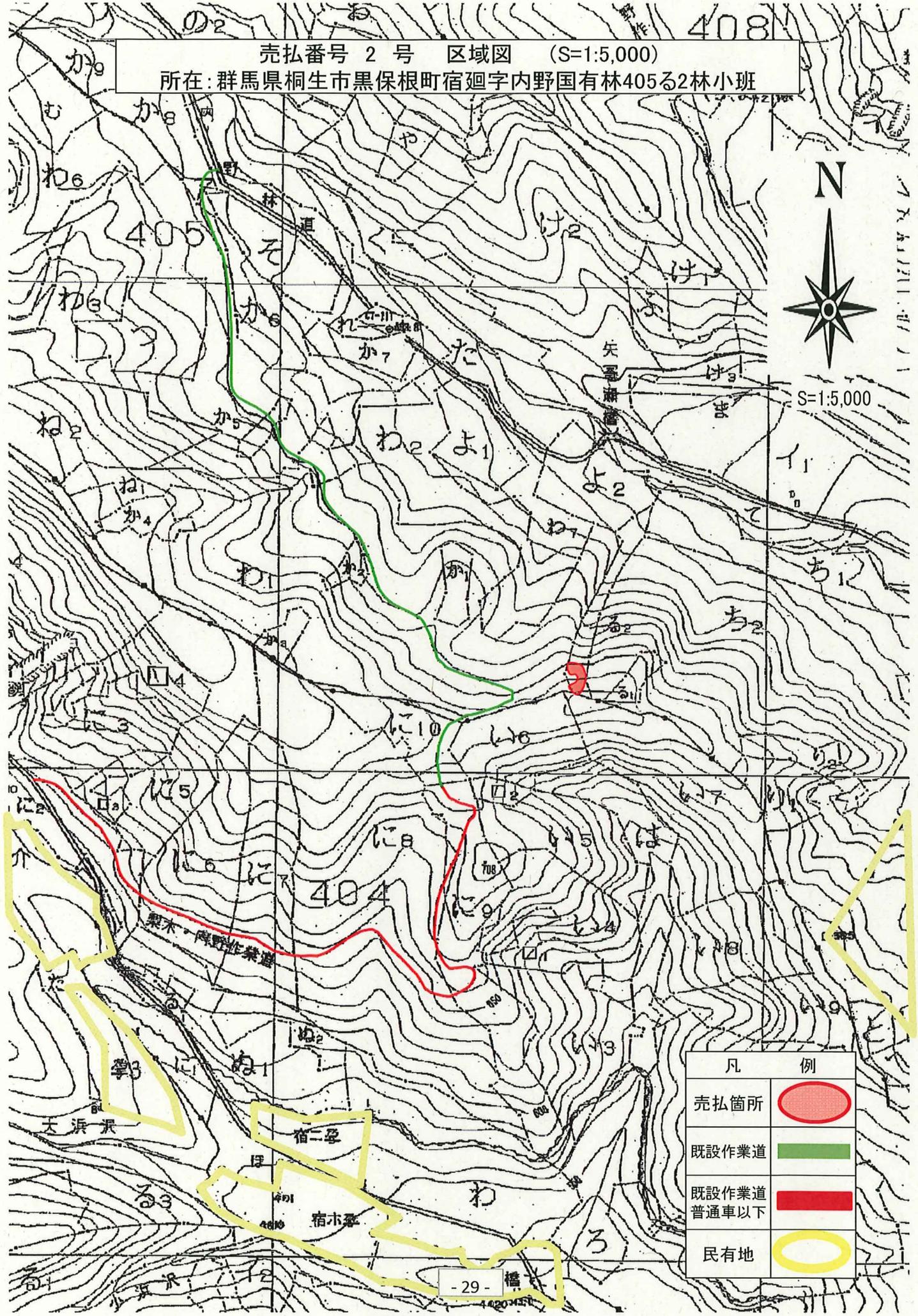
スギ					ヒノキ					カラマツ					アカマツ										
区分	樹種	径級	樹高	本数	材積	区分	樹種	径級	樹高	本数	材積	区分	樹種	径級	樹高	本数	材積	区分	樹種	径級	樹高	本数	材積		
一般用材	スギ	22	13	2	0.46	一般用材	ヒノキ	16	10	1	0.10	一般用材	カラマツ	18	18	1	0.23	一般用材	アカマツ	20	14	1	0.22		
	スギ	22	15	1	0.28		ヒノキ	26	15	1	0.38		カラマツ	38	18	1	0.94		アカマツ	24	18	3	1.17		
	スギ	22	16	1	0.30		ヒノキ	38	18	1	0.89		カラマツ	50	22	1	1.87		アカマツ	26	18	1	0.45		
	スギ	24	12	3	0.75		ヒノキ	66	18	1	2.23					アカマツ	28		18	1	0.52				
	スギ	26	13	1	0.31											アカマツ	30		18	1	0.59				
	スギ	26	15	1	0.37										アカマツ	32	20		1	0.74					
	スギ	26	16	1	0.40										アカマツ	34	20		2	1.64					
	スギ	28	14	1	0.39										アカマツ	36	18		1	0.82					
	スギ	28	16	2	0.90										アカマツ	38	20		2	2.00					
	スギ	32	18	5	3.30										アカマツ	40	14		1	0.76					
	スギ	34	16	3	1.95										アカマツ	40	18		1	0.99					
	スギ	36	18	4	3.24										アカマツ	40	20		1	1.10					
	スギ	38	17	1	0.84										アカマツ	42	16		1	1.00					
	スギ	38	18	2	1.78										アカマツ	44	22		2	2.98					
	スギ	40	18	6	5.88										アカマツ	46	20		1	1.49					
	スギ	40	19	1	1.04										アカマツ	46	26		1	1.92					
	スギ	42	18	1	1.09										アカマツ	56	24		1	2.63					
	スギ	44	18	3	3.57										アカマツ	58	24		1	2.82					
	スギ	44	24	1	1.58										アカマツ	64	20		1	2.88					
	スギ	46	18	1	1.28																				
スギ	46	19	1	1.36																					
スギ	46	20	1	1.43																					
スギ	48	18	1	1.39																					
スギ	52	21	1	1.86																					
スギ	54	19	1	1.81																					
スギ	56	25	1	2.53																					
小計				47	40.09	小計				4	3.60	小計				3	3.04	小計				24	26.72		
パルプ用材				12	5.69	パルプ用材				3	2.20	パルプ用材				5	1.01	パルプ用材				33	18.04		
樹種計				59	45.78	樹種計				7	5.80	樹種計				8	4.05	樹種計				57	44.76		

樹種別直径等明細書

売払番号 林小班 面積(ha) 林齢 伐採種
 2 405ね1 0.05 46 間伐

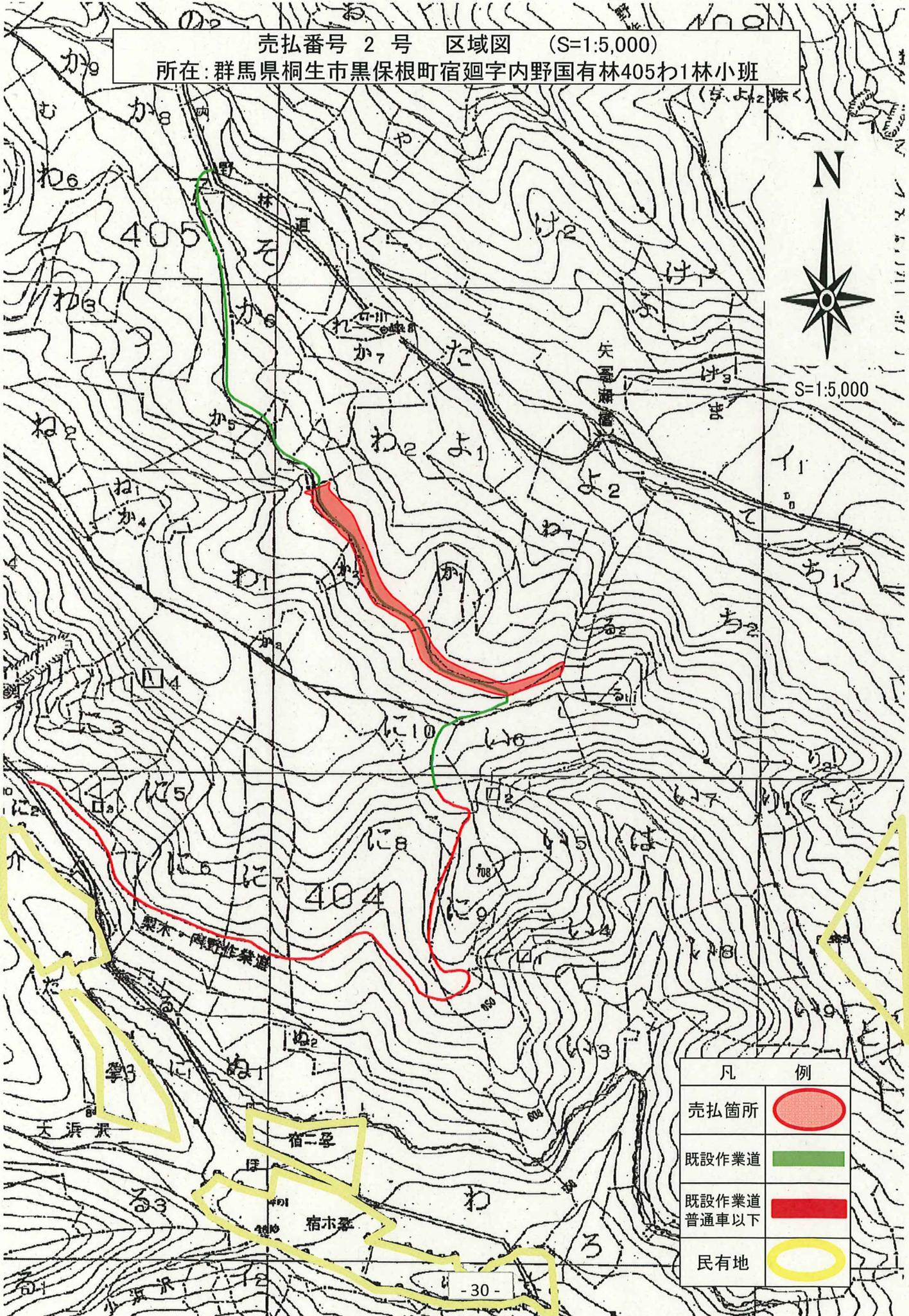
区分	スギ				区分	ヒノキ				区分	コナラ				区分	他L											
	樹種	径級	樹高	本数		材積	樹種	径級	樹高		本数	材積	樹種	径級		樹高	本数	材積	樹種	径級	樹高	本数	材積				
一般用材	12	16	1	0.10	一般用材					一般用材	24	14	1	0.29	一般用材	28	12	1	0.34								
	14	10	1	0.08												32	14	1	0.51								
	14	12	1	0.10												42	16	1	0.97								
	18	15	1	0.19																							
	20	15	1	0.24																							
	20	17	1	0.27																							
	20	18	2	0.58																							
	22	18	1	0.34																							
	24	16	1	0.35																							
	24	18	1	0.40																							
	26	18	3	1.38																							
	28	18	2	1.04																							
	30	18	1	0.59																							
	30	19	2	1.26																							
40	18	1	0.98																								
小計			20	7.90	小計			0	0.00	小計			1	0.29	小計			3	1.82								
パルプ用材			2	0.05	パルプ用材			3	0.12	パルプ用材			0	0.00	パルプ用材			25	1.05								
樹種計			22	7.95	樹種計			3	0.12	樹種計			1	0.29	樹種計			28	2.87								
				一般用材総本数				139				パルプ用材総本数				545				総本数				684			
				一般用材総材積				113.77				パルプ用材総材積				57.79				総材積				171.56			

売払番号 2 号 区域図 (S=1:5,000)
 所在: 群馬県桐生市黒保根町宿廻字内野国有林405る2林小班



凡	例
売払箇所	
既設作業道	
既設作業道 普通車以下	
民有地	

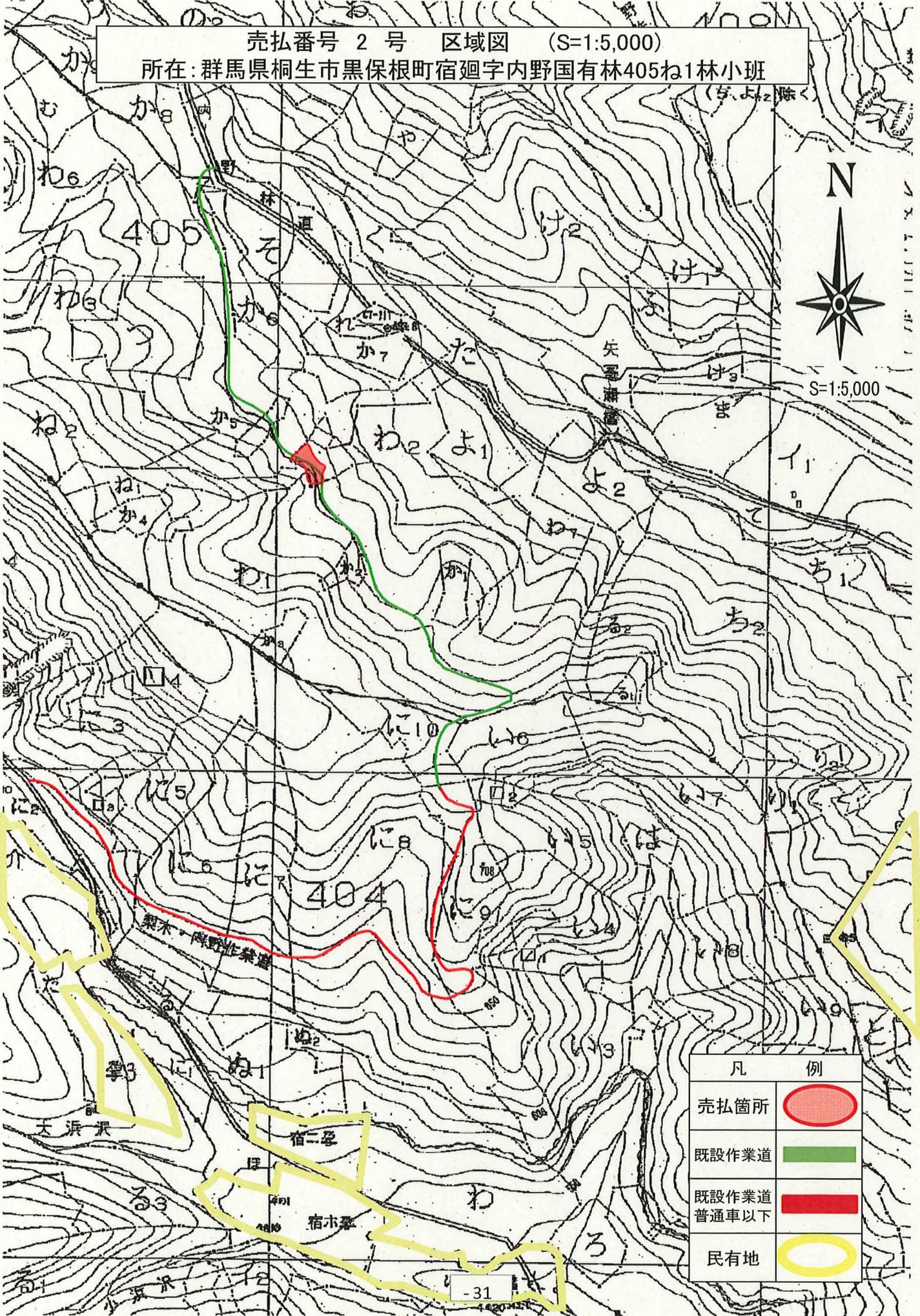
売払番号 2 号 区域図 (S=1:5,000)
 所在: 群馬県桐生市黒保根町宿廻字内野国有林405わ1林小班



S=1:5,000

凡	例
売払箇所	
既設作業道	
既設作業道 普通車以下	
私有地	

売払番号 2 号 区域図 (S=1:5,000)
 所在: 群馬県桐生市黒保根町宿廻字内野国有林405ね1林小班

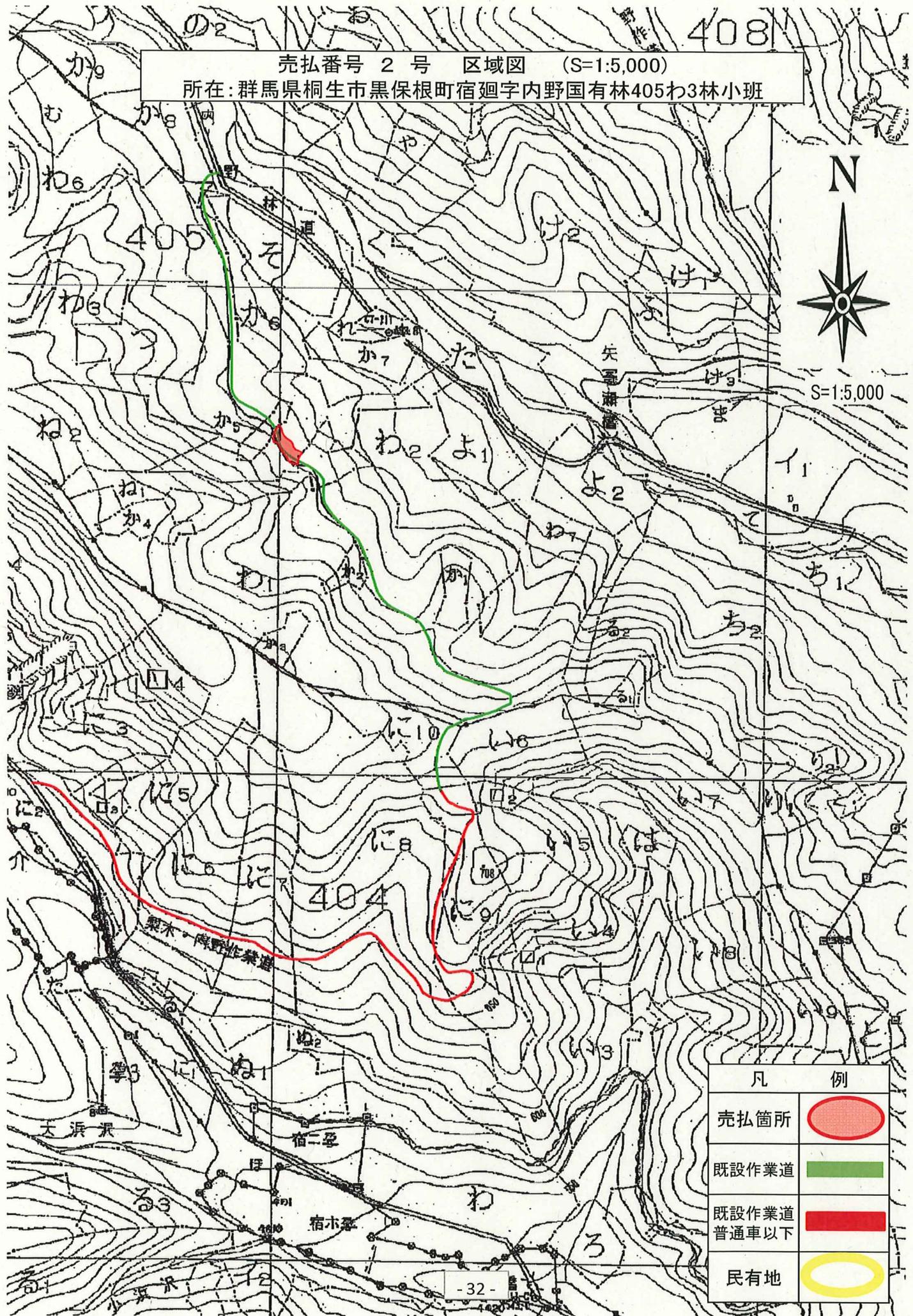


S=1:5,000

凡	例
売払箇所	
既設作業道	
既設作業道 普通車以下	
民有地	

408

売払番号 2 号 区域図 (S=1:5,000)
所在: 群馬県桐生市黒保根町宿廻字内野国有林405わ3林小班



凡	例
売払箇所	
既設作業道	
既設作業道 普通車以下	
民有地	

森林内で作業される 事業者のみなさまへお願いします。

本県の山林においてCSF(豚熱)ウイルスに
感染した野生イノシシが確認されています！

CSFウイルスは、感染した野生イノシシのフンにも混ざっているため、靴底や衣服、車のタイヤなどに付着した土などによって運ばれる可能性があります。感染拡大を防ぐため、作業終了後、靴底やタイヤの土をよく落としてください。

土の中にウイルス
がいる可能性が！



- 作業場所から引き上げる時、車両等に乗る前に、作業靴の裏、作業着、道具等に付着した土をよく落としてください。
- **靴底や、車両のタイヤなどは可能な限り、洗浄・消毒をお願いします。**
- 山林内に入った後は養豚場へ近づかないようお願いします。
- 死亡している野生イノシシを発見した場合はお手数ですが、下記まで連絡をお願いします。

CSF(豚熱)とは

CSFウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。

感染豚は、唾液、涙、ふん尿中にウイルスを排出し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

治療法が無く、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されています。

豚・イノシシの病気であり人には感染しません。

~memo~



~memo~

